一般社団法人 IgA 腎症研究会　会費規程

（目的）

第１条　本規程は、定款第７条及び第２５条の規定に基づき、会費及び学術集会参加費に関し必要な事項を定める。

（会費の種類）

第２条　当会の会費は、年会費及び学術集会参加費の２種類とする。

（年会費）

第３条　会員は、会員種別に応じて次の各号に定める年会費を納入しなければならない。

（１）正会員　　5,000 円

（２）名誉会員　　年会費の納入を要しない

（３）賛助会員　　50,000 円（一口当たり）

２　納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（年会費の納入方法）

第４条　会員は、年会費を当会のウェブサイト(http://iga-nephropathy.kenkyuukai.jp)より納付しなければならない。

（年会費の納入時期）

第５条　年会費の計算期間は１１月１日から１０月３１日までの１年とし（以下「事業年度」という。)、毎年１０月３１日までに１年分を先払いするものとする。

２　事業年度の途中に入会した会員は、入会後速やかに年会費を納入しなければならない。

３　第１項または前項の納入期日までに年会費の納入の確認ができない場合、会長の決定により、納入の催告を行ったうえで、納入期日の延長を行うことができる。

（中途入会等の年会費）

第６条　事業年度の途中に入会した会員または事業年度の途中に退会した会員の当該年度の年会費の額は、会員種別に応じた第３条第１項各号の全額とする。

（会員の資格の停止）

第７条　会員が正当な理由なく年会費を滞納した場合、当該会員は、年会費を納入するまで、会員の資格に基づく権利行使をする事ができない。

（学術集会参加費）

第８条　当会が主催する学術集会に参加をしようとする者は、会員種別に応じて次の学術集会参加費を納入しなければならない。ただし、初期臨床研修医及び学生は、学術集会参加費を納入する事を要しない。

（１）正会員　　2,000 円

（２）名誉会員　　2,000 円

（３）賛助会員　　2,000 円

（４）非会員　　5,000 円

（学術集会参加費の納入方法）

第９条　学術集会の参加者は、集会の受付において、学術集会参加費を納入しなければならない。

（改廃）

第１０条　本規程を改廃する場合は、理事の過半数の決定を経て行うものとする。

以上